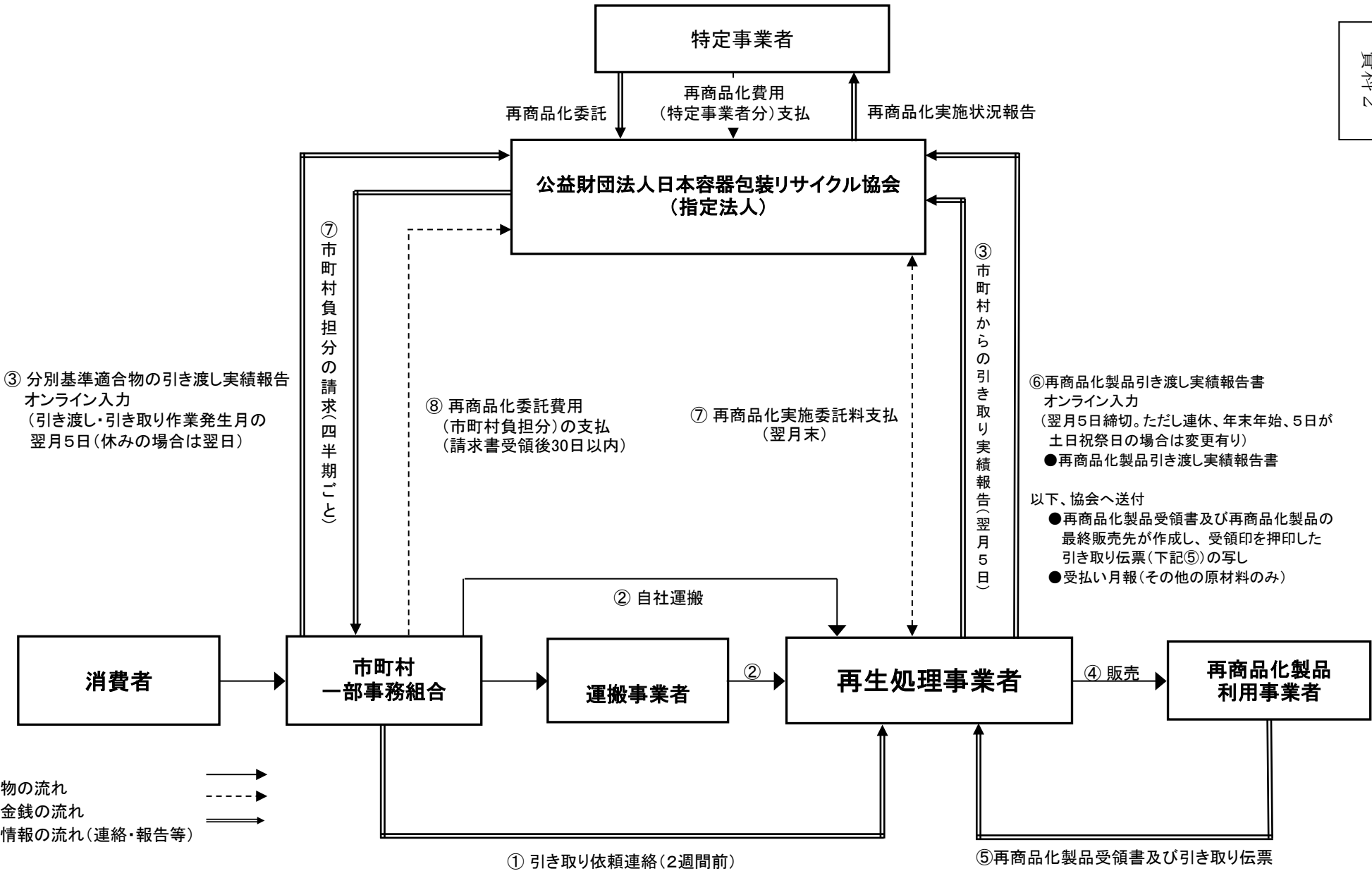


再商品化業務フロー(ガラスびん)

資料 2

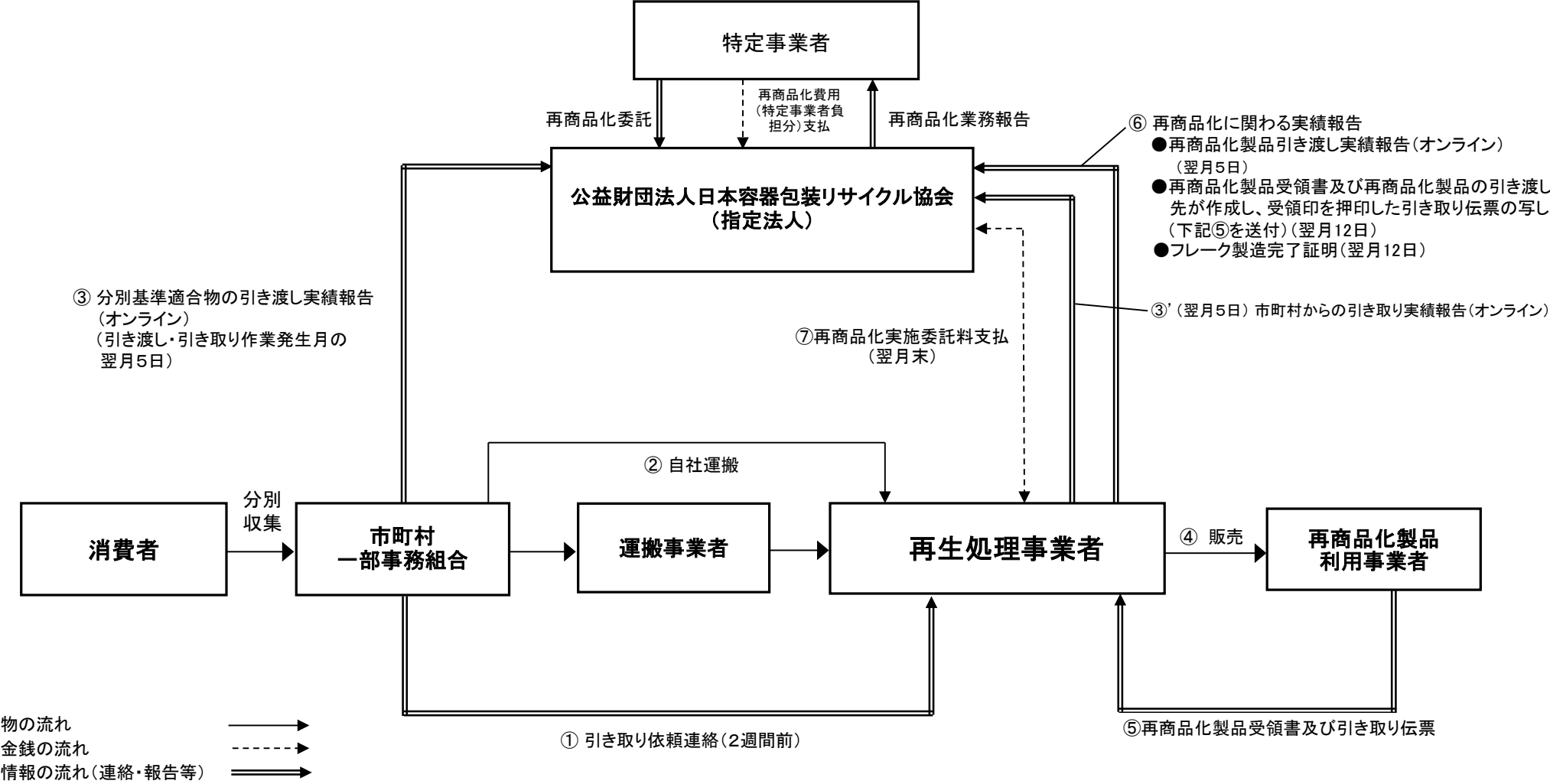
資料2-1



注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が発生した場合、指定法人から市町村に支払われますがその金銭の流れについては図中に記載しておりません。
注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載しておりません。

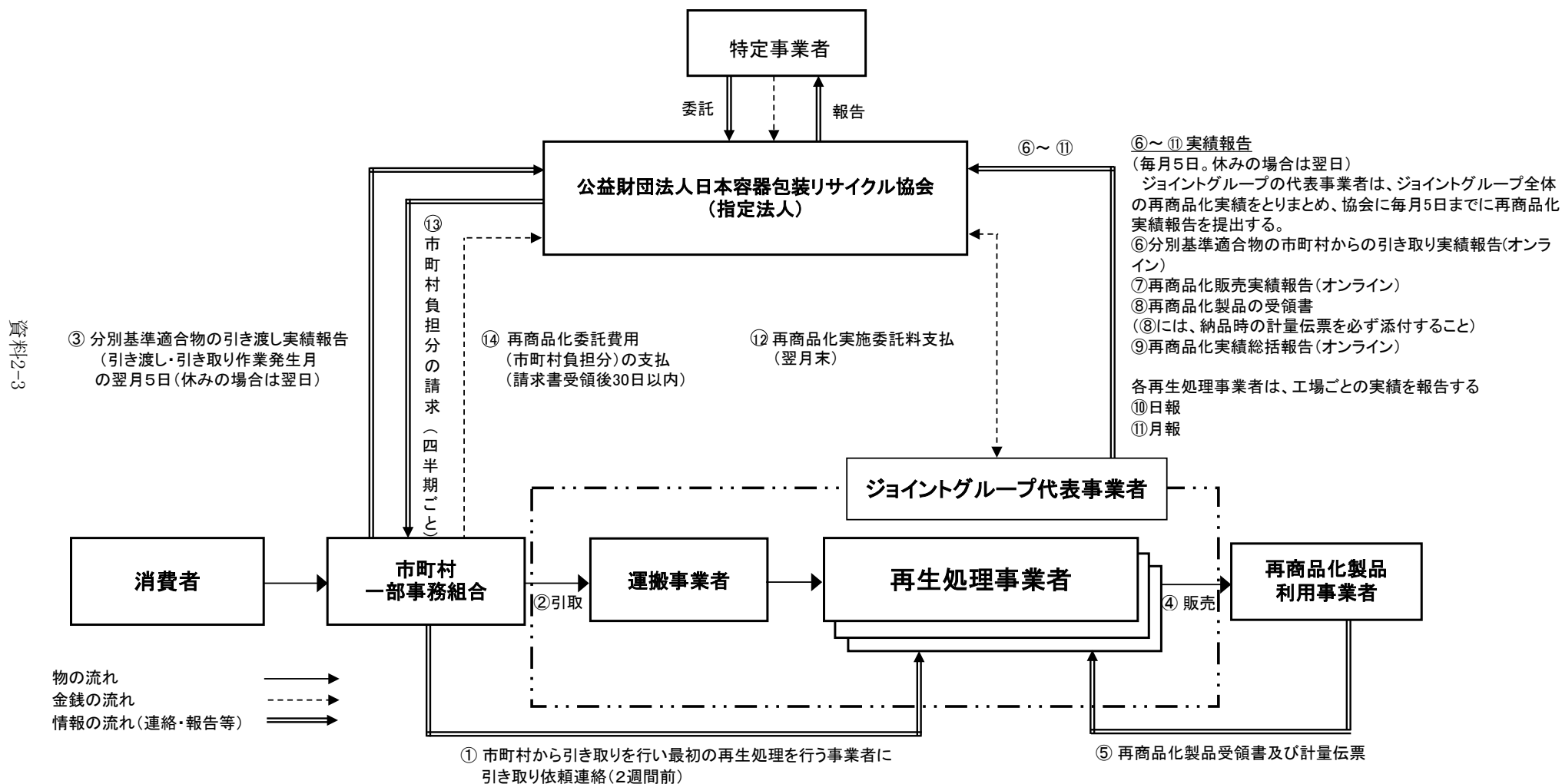
再商品化業務フロー（PETボトル）

資料2-2



注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。
注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。

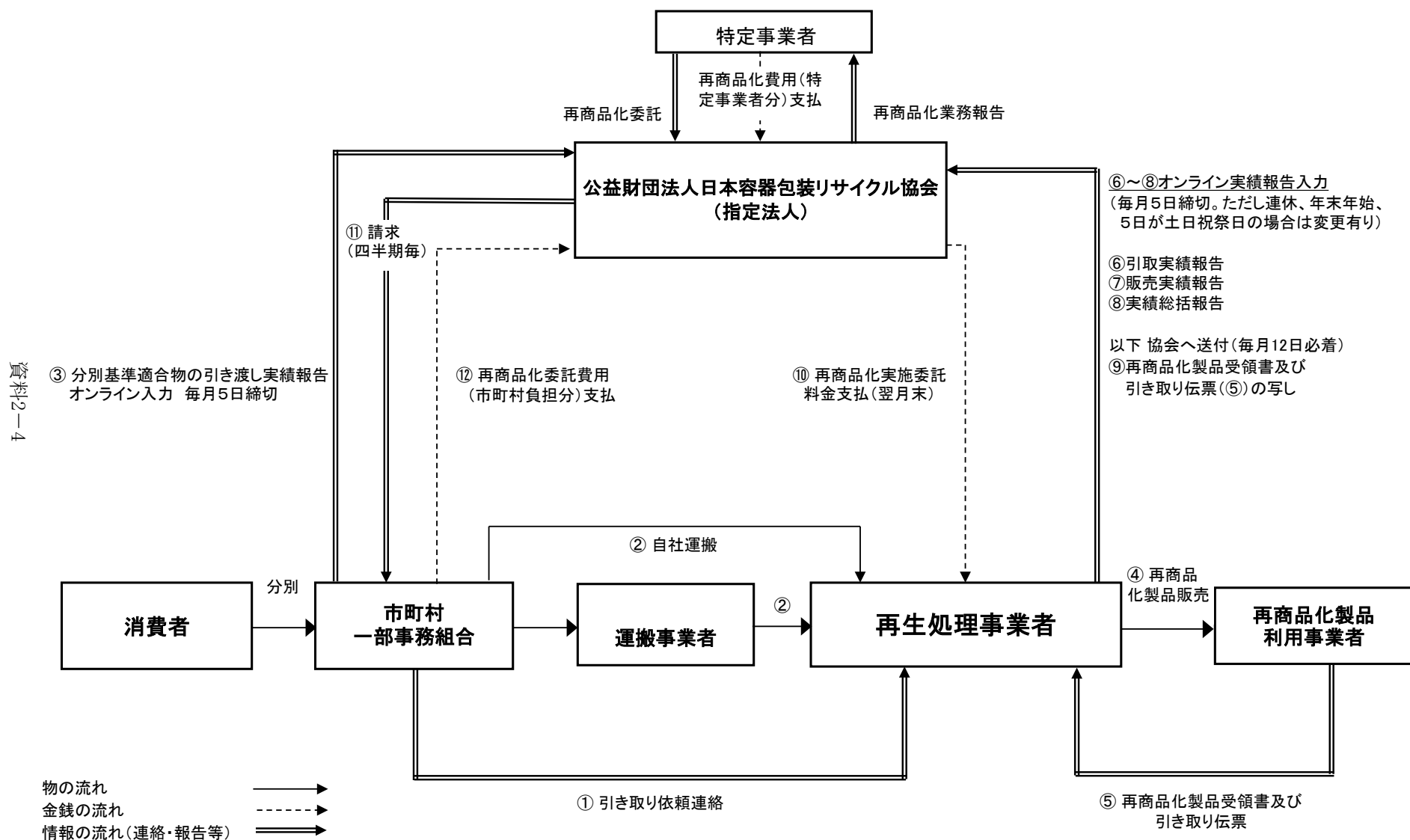
再商品化業務フロー（紙製容器包装）



注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載しておりません。

注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載しておりません。

再商品化業務フロー（プラスチック製容器包装）



注) 容法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載しておりません。